

【重要事項説明書 別紙 令和3年4月 1日改定】

《介護保険 給付対象のサービス》

・ショートステイ料金（入所 10：00～退所 15：00）

	1日当たりの 利用料金	自己負担割合		
		1割	2割	3割
要介護度1	8,270円	827円	1,654円	2,481円
要介護度2	8,760円	876円	1,752円	2,628円
要介護度3	9,390円	939円	1,878円	2,817円
要介護度4	9,910円	991円	1,982円	2,973円
要介護度5	10,450円	1045円	2,090円	3,135円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで基本料金について所定単位数の0.1%に相当する単位数が上乗せされます。

夜間職員配置加算	240円	24円	48円	72円
送迎代	片道につき 1,840円	片道につき 184円	片道につき 368円	片道につき 552円
サービス提供体制加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	基本サービス費＋対象なる加算減算×加算率(1.6%)			

※負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。

介護保険自己負担額の内容

各介護度の自己負担額、夜間職員配置加算、送迎代、サービス提供体制加算、処遇改善加算、の自己負担額の合計額

＜滞在費＞

区分	1日当たり
第1段階	
第2段階	370円
第3段階	370円
第4段階	700円

＜食事代＞

区分	1日当たり
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円
第4段階	1,550円

※滞在費(多床室)の内容

一定の所得を有する利用者様については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分を居住費として負担頂きます。

※食費および滞在費については負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払い頂く上限となります。(保険者(市区町村)への申請により所得に応じて上記のような利用者負担の軽減措置があります。)

利用者負担第1段階から第3段階までの方については、補足給付より支給。

《介護保険 給付対象外のサービス》

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事代・・・1,550円

(朝食 450円・昼食・夕食 550円)

②日常生活用品費・・・200円

※日常生活用品費の内容

ティッシュ、エタノール(消毒)

(各ベッドに用意させていただきます)

③日常生活用品費(入浴)・・・100円

※入浴された日は入浴用タオル、バスタオルの使用料として負担させていただきます。

④衛生管理費・・・300円

※衛生管理費の内容

洗濯(洗濯をした日のみ1日300円ご負担ください)

その他

コーヒー、特別食、電化製品使用電気代、時間延長、酸素濃縮器使用電気代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。